本号で公布された法令のあらまし

◇原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律施行令（政令第一七三号）（文部科学省）

1　法第三条の政令で定める金額

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律（以下「法」という。）第三条の政令で定める金額は、一単位（国際通貨基金協定第三条第一項に規定する特別引出権による一特別引出権に相当する金額をいう。以下同じ。）の三億倍の金額とすることとした。（第一条関係）

2　法第三条の国の補助

法第三条の規定により行う補助の金額は、次に掲げる金額の合計額の範囲内とすることとした。

㈠　原子力事業者が対象原子力損害の賠償請求権に係る債務について弁済をした金額及び当該賠償請求権を有する者の承諾があった金額の合計額に相当する金額（(1)又は(2)に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度とする。）

(1)　原子力事業者が当該原子力損害の賠償請求権に係る債務について弁済をした金額及び当該賠償請求権を有する者の承諾があった金額の合計額に相当する金額から1に規定する金額を控除した金額

(2)　原子力損害の補完的な補償に関する条約（以下「条約」という。）第四条1(b)の規定により我が国についてその額が算定される拠出金の額に同条1(c)の規定により我が国以外の締約国についてその額が算定される拠出金の最高額の合計額を加えた金額に相当する金額

㈡　その他対象原子力損害に係る原子力損害賠償資金として文部科学省令で定める資金の額（第二条関係）

3　一般負担金の額の算定方法

法第五条に規定する一般負担金の額は、一工場又は一事業所当たり、条約第四条1(c)の規定により我が国についてその額が算定される拠出金の最高額に、次の各号に掲げる原子炉の運転等の区分に応じ当該各号に定める率（同一の工場又は事業所に係る原子炉の運転等が次の各号の二以上の号に該当するときは、その最も大きい率）を乗じて得た金額に相当する金額とすることとした。

㈠　原子力損害の賠償に関する法律施行令（以下「賠償法施行令」という。）第二条の表第一号に規定する原子炉の運転等　一、〇〇〇万分の一万四、二〇〇

㈡　賠償法施行令第二条の表第二号、第四号、第八号、第一一号、第一三号、第一五号又は第一七号に規定する原子炉の運転等　一、〇〇〇万分の四二六（大学又は高等専門学校における原子炉の運転等については、一、〇〇〇万分の二一三）

㈢　賠償法施行令第二条の表第三号、第五号から第七号まで、第一〇号、第一二号、第一四号又は第一六号に規定する原子炉の運転等　一、〇〇〇万分の七一（大学又は高等専門学校における原子炉の運転等については、一、〇〇〇万分の三五・五）

㈣　賠償法施行令第二条の表第九号に規定する原子炉の運転等　一、〇〇〇万分の二、一三〇（大学又は高等専門学校における原子炉の運転等については、一、〇〇〇万分の一、〇六五）（第三条関係）

4　法第一〇条第一項の政令で定める金額

法第一〇条第一項の政令で定める金額は、一単位の三億倍の金額とすることとした。（第四条関係）

5　特別負担金の額の算定方法

法第一一条に規定する特別負担金の額は、条約第三条3及び4並びに第四条1(b)の規定により我が国についてその額が算定される拠出金の額に相当する金額とすることとした。（第五条関係）

6　この政令は、法の施行の日から施行することとした。

◇原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令及び保険業法施行令の一部を改正する政令（政令第一七四号）（文部科学省）

1　原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律（平成二六年法律第一三四号。以下「法」という。）の施行に伴い、原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令及び保険業法施行令について所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、法の施行の日から施行することとした。

◇有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令の一部を改正する政令（政令第一七五号）（厚生労働省）

1　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四八年法律第一一二号）の規制の対象となる有害物質として、化学的変化により容易に四－アミノジフエニル等を生成するアゾ化合物を指定することとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

政　令

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十三号

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律施行令

内閣は、原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律（平成二十六年法律第百三十三号）第三条、第五条、第十条第一項及び第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第三条の政令で定める金額）

第一条　原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律（以下「法」という。）第三条の政令で定める金額は、一単位（国際通貨基金協定第三条第一項に規定する特別引出権による一特別引出権に相当する金額をいう。第四条において同じ。）の三億倍の金額とする。

（法第三条の国の補助）

第二条　法第三条の規定により行う補助の金額は、次に掲げる金額の合計額の範囲内とする。

一　原子力事業者が対象原子力損害の賠償請求権に係る債務について弁済をした金額及び当該賠償請求権を有する者の承諾があった金額の合計額（イ又はロに掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度とする。）に相当する金額

イ　原子力事業者が当該原子力損害の賠償請求権に係る債務について弁済をした金額及び当該賠償請求権を有する者の承諾があった金額の合計額に相当する金額から前条に規定する金額を控除した金額